

平成16年度事業活動計画

日本商工会議所

わが国経済は、米国や中国等の好況を反映した外需の拡大に支えられ、昨年後半から景気回復の兆しが見えはじめている。しかしながら、一部の大企業やデジタル家電分野を除けば、本格的な回復軌道に乗ったとは言い難い。LOBO(早期景気観測)調査においても、D値は若干の改善が見られるものの引き続きマイナス30ポイントを下回る低水準であり、長期化するデフレで疲弊した中小企業と地域経済では依然として厳しい状況が続いている。

一方、わが国は、社会保障制度改革、税制改革、行財政改革、教育改革、地方分権の推進、少子高齢化社会への対応、街づくりの推進、地球環境問題への取り組みなど経済活動から社会生活に及ぶ様々な分野において構造改革を迫られている。将来に向けた持続的な経済成長を実現するためには、そうした抜本的改革はいずれも避けて通れない課題であるが、財政改革を急ぐあまり、過去と同じ過ちを繰り返すならば、日本経済はデフレから脱却するタイミングを逸してしまうこととなりかねない。

景気に明るい兆しの見えはじめた今こそ、デフレ克服の好機ととらえ、より一層の規制改革を進め、必要ならば財政、税制、金融等のあらゆる政策手段を適切に投入することにより、内需主導による自律的な景気回復への道筋をつけることが緊要である。

以上のような認識に立ち、平成16年度においては、日本商工会議所会頭と全国商工会議所会頭等役員との緊密な意見交換のもと、政策提言機能をより一層強化するとともに、会員たる商工業者の意見・要望や多様化する会員ニーズに応えるべく「健康な日本」の創造の実現に向けて邁進する。このため日本商工会議所は以下の5点を重点課題として、下記の諸事業を強力に推進する。

1. 日本経済の再生と活力増進に向けた政策提言活動とその実現

地域経済社会の代弁者として、全国商工会議所会員のパワーを結集し、デフレ克服、景気対策を最優先課題として迅速・的確な政策提言活動を展開するとともに、中小企業や地域の声を国や地方自治体の政策に反映するべく、全国の商工会議所の総力を結集して、要望実現に向けて邁進する。

2. セーフティネットの整備・拡充と元気な中小企業の育成、創業・第二創業への挑戦支援

日本経済のダイナミズムの源泉である中小企業の活性化を促進するため、商工会議所の中小企業対策事業を強化し、金融セーフティネットの整備と元気な中小企業の育成、創業・第二創業への挑戦支援等をきめ細かく、かつ強力に支援する。

3. 地域再生のための街づくり、ものづくり、観光振興の推進

地域の中小製造業の空洞化を克服するため、「地域・中小企業の総合的なコーディネーター」として、地域資源を活かした地域ブランド力の育成・強化、技術開発はじめものづくりの振興に向けた取り組みを支援する。あわせて中心市街地の活性化や観光振興など総合的な街づくりの推進に全国商工会議所の総力を挙げて取り組む。

4．諸外国との新たな経済連携の推進と中小企業の国際ビジネス支援

国際経済環境の変化を踏まえ、東アジア諸国など諸外国との新たな経済連携の構築に向けて、F T A、E P Aの締結を促進し、貿易・投資の自由化・円滑化等を図るとともに、中小企業の国際ビジネスへの支援を強化する。

5．新しい時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化、事業の展開

地方分権の進展に対応し、効率的で活力ある地域経済社会を実現するため、同一経済圏の商工会議所および他の経済団体との広域連携・合併の促進に取り組むなど、地域総合経済団体にふさわしい商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化を図る。また、電子政府・電子自治体等の進展や会員中小企業を取り巻く環境変化に対応し、会員のニーズに応える新規事業を展開するとともに、各種収益事業の強化策を検討する。

記

．全国商工会議所の総力を結集した迅速・的確な政策提言とその実現

- 1．「健康な日本」の創造に向けて、日本商工会議所会頭と全国商工会議所会頭等役員との緊密な意見交換を行う。
 - (1) 会頭・副会頭会議、常議員会、議員総会での活発な討議
 - (2) 各ブロックにおける各地商工会議所会頭等と日本商工会議所会頭との懇談会の開催
 - (3) 日本商工会議所夏季政策懇談会の開催
 - (4) 中小都市等商工会議所会頭と日本商工会議所会頭・副会頭との懇談会の開催
 - (5) 「日商ニュースファイル」(電子メールの直接送信による全国商工会議所会頭・副会頭・常議員等への情報提供サービス)の積極的な活用
- 2．日本経済の再生を図り「健康な日本」を実現するため、委員会・小委員会等において、デフレ克服、景気対策を最優先課題としてタイムリーな意見集約を図り、提言・要望活動を行う。また、今後のわが国の中長期的な国家運営、社会・経済運営、企業経営に関する総合的な重要政策課題やタイムリーな政策課題について迅速に調査・研究を行い、提言・要望活動を行う。
- 3．地方分権、規制改革、特殊法人改革等の行財政改革に関する問題について、政府の動向把握に努め、提言・要望活動を行う。特に、市町村合併については、平成17年3月の合併特例法期限に向けて全国で合併に向けた動きが更に活発化することから、地域経済社会の発展を担う商工会議所としては、市町村合併の推進に積極的な役割を果たすべく、商工会議所間等の合併の推進も含めて検討するとともに、「21世紀の市町村合併を考える国民協議会」の活動に積極的に参画し、民間の側から市町村の合併を後押しする。

また、提言「行財政改革に関する考え方」に基づき、「行財政改革小委員会」を中心として、

国から地方、官から民という大きな流れを踏まえ、三位一体改革や行政組織・業務の減量効率化(アウトソーシング化)等について更なる研究を行うとともに、提言・要望活動を行う。

4．年金・医療・介護等の社会保障に係る諸問題について調査・研究を行う。特に、「社会保障問題小委員会」において、現在、国において審議されている社会保障制度改革の方向について検討を行い、提言・要望活動を行う。

(1)年金制度については、「公的年金制度改革に関する提言」「企業年金制度改革に関する提言」に基づき、政府等への実現の働きかけを行う。

(2)医療制度については、高齢者医療制度の創設等平成14年度改革の積み残し事項について引き続き調査・研究を行い、提言・要望活動を行う。

(3)介護制度については、平成17年度改革に向けた議論が本格化することから、小委員会において政府の動向把握に努め、調査・研究を行うとともに、提言・要望活動を行う。

5．デフレからの早期脱却と国際競争力の強化のため、経済活力を重視した税制の実現に向けて調査・研究を行うとともに、国から地方への税源委譲、社会保障制度改革に対応した税制のあり方、今後のわが国の税体系等について引き続き検討し、提言・要望活動を行う。

6．雇用の流動化や高止まりする失業率に対応し、地域における雇用のミスマッチの解消、人材移動の円滑化、職業能力開発を通じた人材育成等を図るため、職業紹介の事業化の推進など、商工会議所における雇用対策事業の具体化を検討する。また、若年者の人材育成・雇用促進など労働・雇用分野における新たな課題に対応するとともに、少子高齢化、経済グローバル化の最中にあるわが国産業・経済の活性化や国民生活に欠かせない重要な産業分野における労働力不足解消に資する外国人労働者受け入れの実現に向けて、提言「少子高齢化、経済グローバル化時代における外国人労働者の受け入れのあり方について」の内容の具現化に努める。

7．中小企業の立場に立った労働関係法制の規制緩和や適切な雇用対策が講じられるよう、審議会等の場を通じて意見を反映させるとともに、労働法制の改正等への中小企業の円滑な対応を支援するため、引き続き、法制度等の周知・啓発を図る。

8．平成17年度を目途として法制審議会において検討されている株式・有限会社制度の一体化を含む抜本的な商法の改正をはじめとする経済関係法制の改正等について、法制審議会、司法制度改革推進本部の動向を注視しつつ検討し、企業活動の実態に即した方向で改正が図られるよう提言・要望活動を行う。また、課徴金の大幅な引き上げなどを主眼とする独占禁止法改正問題について中小企業の立場から意見を具申する。

9．企業会計基準について、引き続き固定資産の減損会計の導入延期等について働きかけを行うとともに、現在見直しを検討されているリース会計基準や今後検討が開始される予定の中小会社の会計基準など新たな課題について調査・研究を行う。また、中小企業会計基準につ

いて、内容の周知・普及に努めるとともに、企業会計基準の見直しに対応した調査・研究を行う。

- 10．地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策などの環境問題およびエネルギー問題に関する動向等について、広く周知を図るとともに、これらについて実効ある対策が講じられるよう積極的に提言・要望活動を行う。また、現在、環境省で検討されている温暖化対策税制の導入阻止を図るための活動を強力に展開する。
- 11．政策委員会提言「教育のあり方について」に基づき、「教育問題小委員会」を中心として、商工会議所や企業をはじめとする地域における教育支援の拡充と具体的方策等について調査・研究、情報収集・提供等を行うとともに、提言・要望活動を行う。
- 12．「国民生活委員会」において、少子高齢化問題、エイズ等の健康問題、体育・スポーツ振興、ボランティア活動など国民の生活・福祉・健康に係わる諸問題について調査・研究するとともに、情報収集・提供等を行う。
- 13．L O B O(早期景気観測)調査の調査対象地域や数の拡大など調査内容の充実を図りつつ、景気動向の迅速かつ的確な把握に努め、提言・要望活動に活用する。
- 14．全国商工会議所の総力を結集して、政策委員会提言「デフレ克服と行財政・社会保障・税制の改革の方向～活力ある日本の創造に向けて～」をはじめ各種提言・要望の実現に努めるとともに、要望等の実現状況や成果を地域社会に広く周知する。
また、事業活動の内容や成果について幅広くPRするとともに、商工会議所の役割と存在意義を強くアピールするため、マスコミに対するパブリシティ活動のほか、日本商工会議所や各地商工会議所の事業活動を日商ホームページ上の「ニュースライン」に掲載するなどインターネットによる情報発信を有効かつ積極的に推進する。

・中小企業の再生、セーフティネットの整備・拡充、成長・発展支援

- 1．中小企業の活力増進を図るため、事業承継税制の拡充をはじめ中小企業関係税制のより一層の是正・拡充を目指した要望活動を展開する。
- 2．中小企業の再生と自助努力を支援するため、金融対策、技術革新、人材確保、創業・経営革新などの政府諸施策の普及・推進を図るとともに、次の活動を積極的に展開する。
(1) 「中小企業再生支援協議会」の活動に関する各地商工会議所からの要望・ニーズを踏まえ、政府・国会・行政など関係方面に対して制度面での一層の環境整備を要望していくとともに、地域の実情に応じたきめ細かな中小企業再生の取り組みを支援するための情報提供を行う。

- (2) 中小企業・小規模企業の資金調達の円滑化を促進するため、セーフティネット保証・貸付等の普及・推進に努めるとともに、動産担保、電子債権市場などの新しい多様な金融手法について調査・研究および情報提供を行う。
- (3) 小企業等経営改善資金融資制度（マル経）の普及・推進および事故防止を図るため、研修会を開催するとともに、調査・分析および情報提供を行う。
- (4) 技術開発力を有する中小企業の技術開発や商品化等を支援するため、技術開発のための国の補助金・委託費等の中小企業への支出機会の増大を図る。このため、S B I R（中小企業技術革新制度）推進協議会の活動を通じて、各地商工会議所における「S B I R 推進セミナー」の開催経費を助成する等の支援を行うとともに、協議会ホームページ等を通じて、補助金・委託金の募集など関連情報の積極的な提供を行う。
- (5) 商工会議所が地域の中小企業と大学などの研究機関をコーディネートするための積極的な役割を果たせるように、大学知財管理・技術移転協議会（旧T L O協議会）へ参画しT L Oの動向等に関する情報収集等を行うとともに、各地商工会議所の産学官連携事業の展開に必要な情報・ノウハウ等の提供を行う。
- (6) 中小企業経営や技術開発等への取り組みを人材面から支援する「企業等O B 人材活用推進事業」について、全国各地への拡充を図る地域協議会事業の推進体制強化、モデル事業への取り組み支援の一層の強化により、地域中小企業はもとより企業等O B 人材への事業の周知・浸透を図る。
- (7) 各地商工会議所における小規模事業者への相談支援事業の高度化を図るため、以下の経営相談関連システム及びデータベースの活用促進を図るとともに、担当者を対象としたデータベース活用研修会（仮称）を開催する。
 - 「倒産防止特別相談室関連データベースシステム / W e b 版」（平成15年度開発）
 - 「P O M (経営相談時点情報管理) システム」（小規模企業等に対する全国的な相談支援情報ネットワーク）
 - 「不公正な取引事例に関するモニタリングシステム」（インターネット上に開設している独占禁止法や下請け代金支払遅延防止法等に関連する不公正取引に関し各地商工会議所に寄せられる苦情・相談事例等の情報収集・提供システム）
- (8) 創業、経営革新を支援するため、次の事業を実施する。
 - 中小企業経営者等の経営革新や新事業展開を支援するため「第二創業コース」を全国延べ103か所で新たに実施する。
 - 創業予定者を対象に「創業塾（短期集中研修）」を全国延べ148か所で実施する。
 - 中小企業の新分野進出や二世経営者等の新たな事業展開等の事例を集めた「第二創業事例集」を作成する。
 - 各地商工会議所における創業・第二創業支援担当者を対象に「創業・第二創業支援担当者研修会」を開催する。

3 . 不良債権処理の促進が中小企業に与える影響について調査・研究を行うとともに、金融システムの安定化を図る観点から「金融検査マニュアル〔中小企業融資編〕」の見直し等金融問題に関する提言・要望活動を行う。また、中小企業の資金調達の円滑化や個人保証問題に関

する調査・研究活動を行う。

4. 「中小企業金融実態調査」等を通じて、地域における金融動向等を把握するとともに、平成17年4月に予定されているペイオフの全面解禁が実施された場合の影響を見極め、中小企業への円滑な資金供給の確保を図る。
5. 平成16年4月から適用される消費税の制度改正により、新たに消費税の課税対象となる事業者および本則課税が義務づけられる事業者の適切な対応を支援するため、各地商工会議所の協力のもと講習会・相談事業を全国的に展開する。また、対象事業者が改正内容を正確に理解できるようにするため、平成15年度に開設したホームページ「WEB消費税ガイド」の内容充実等を図る。
6. 「知的財産立国」を支えるわが国の中堅・中小企業の立場から、知的財産(特許、実用新案、商標等)権の制度の見直しや知的財産の有効な活用の方策等について研究を行う。
7. ADR(裁判外紛争処理制度)に関する周知・普及に努めるため、ADRに関する情報提供等を行う。
8. 循環型社会の形成促進を図るため、中小企業が実施する容器包装の再商品化事業について(財)日本容器包装リサイクル協会からの受託業務を引き続き円滑に実施し、特定事業者と同協会との契約締結促進を図る。また、平成17年度にも予定される容器包装リサイクル法の見直しに備え、円滑かつ効果的な容器包装の再商品化方策等について研究を行う。
9. PL保険制度への加入促進を図るため、引き続き、その周知・普及に努める。
10. 時代環境の変化の中で、中小企業相談所事業が直面している課題と今後の目指すべき方向等について調査・分析を行い、中小企業政策小委員会等での議論を通じて今後のあるべき姿をデザインする。

・地域産業空洞化問題の克服と総合的な街づくりの推進

1. 街づくりの推進のため、「地域活性化小委員会」における検討等を踏まえ、次の事業を推進する。
 - (1) TMOに対する支援等を通じた中心市街地・商店街の活性化を推進し、都市および地域再生を促進する。
 - (2) 「大店立地法」に基づく指針の見直し問題を含む街づくり3法のあり方について検討し、適切な対応を図る。
 - (3) 街づくり推進の基本的な条件である計画的な土地利用の実現に向けた検討を行うとと

もに、「まちづくり条例センター」の運営の円滑化を図る。

2. ものづくり振興の推進のため、「地域活性化小委員会」における検討等を踏まえ、次の事業を推進する。

(1) 地域資源を活かし、内外市場で通用するブランド力の育成・強化を図るため、商工会議所が地域の企業等をコーディネートしつつ、マーケットリサーチ、専門家の招聘、デザイン開発、海外展示会への参加、販路開拓活動等の取り組みを行うプロジェクトを総合的に支援する「JAPANブランド育成支援事業」を推進する。

(2) 「地域産業空洞化克服のための関係機関協議会」(JETROなど10機関で構成)などの活動等を通じ、総合的なコーディネーターとしての各地商工会議所が取り組むものづくり振興を支援する。

3. 観光振興の推進のため、「観光小委員会」における検討等を踏まえ、次の事業を推進する。

(1) 街づくり運動として各地商工会議所が単独・連携して実施する観光振興事業を支援するため、平成15年度にとりまとめた「地域における『ニュー・ツーリズム』展開に関する提言」(仮称)の趣旨の実現に努める。このため、「商工会議所観光振興大会」(仮称)を開催するほか、商工会議所役職員を対象にした観光振興をテーマにした研修会・セミナー等人材育成に関する事業を実施する。

(2) 産業観光をはじめ、街道観光、都市型観光など「ニュー・ツーリズム」の振興を図るとともに、インバウンド(外国人観光客の誘致)の推進のための調査研究等を実施する。

4. 電源立地地域の振興のため、「電源立地地域商工会議所連絡調整協議会」の開催や日商ホームページによる情報提供を図るとともに、電源立地地域と電力消費地域間の「産消交流」を促進する。

5. 地域づくりに関する情報の収集・提供の推進

(1) 意見要望活動等に資するため、街づくり・ものづくり振興に関する実態調査を実施する。

(2) 各地における地域活性化に向けた動きを全国的な運動として促進するため、日商ホームページ(「街づくり情報ナビゲーター」、「ものづくり情報ナビゲーター」、「観光振興ナビゲーター」)、メールマガジン(「街づくりニュース」)等を活用して成功事例を含む各種情報を収集・提供する。

(3) 地域づくりを担う人材を育成するため、各地商工会議所役職員向けの研修会等を開催するとともに、地方自治体職員等との交流も図る「地域振興セミナー」を開催する。

・経済のグローバル化に対応した国際活動の積極的な展開

1. 二国間・多国間経済委員会等において、内容面の充実と効率的な運営に努めるとともに、

同経済委員会タスクフォース、国際経済小委員会等において、東アジア諸国等との自由貿易協定（ＦＴＡ）・経済連携協定（ＥＰＡ）の締結の促進など、引き続き、わが国の通商政策に関する調査・研究を行い、各国との貿易・投資の自由化・円滑化等の推進を図る。

- 2．メキシコをはじめ韓国、タイ、フィリピン、マレーシアとの政府間ＥＰＡ交渉が進められる中、ＦＴＡ特惠による原産地証明発給体制の整備を図るため、「ＦＴＡ特惠原産地証明に関する研究会」において引き続き調査・研究を行う。
- 3．会員企業の対中国ビジネスの多様化に対応し、「中国ビジネス研究会」における各種情報・データの整備を図るとともに、実務者、専門家等による情報提供や中国関係団体との連携など、ビジネスサポート体制を拡充・強化する。また、現地でのビジネス環境やインフラの整備状況等を詳細に把握するため、視察ミッションを派遣する。
- 4．ＡＢＡＣ日本委員の活動を支援し、貿易や海外投資を促進するための各種障壁の除去について具体的な提言を行い、日本企業のアジア・太平洋地域での貿易・投資の促進を図る。
- 5．訪中欧・ロシア経済ミッションはじめ各種経済ミッションの派遣、諸外国からの経済ミッション等の受け入れを通じ、経済交流の促進と関係の強化に努める。
- 6．在外日本人商工会議所、特に東アジア地域の日本人商工会議所との連携を引き続き強化し、日本企業の進出国における事業環境改善および相互交流の促進を図る。

．IT時代に対応した商工会議所事業の展開

- 1．平成15年度に運用を開始した受験申込から試験実施、採点・合否判定までをインターネットを介して実施する「ネット試験」のシステムによる各種検定試験の実施を推進するとともに、これを活用した新たな検定試験について研究・検討する。
また、「ネット試験」の普及および受験者の利便向上を図るため、各地商工会議所はじめ全国の教育機関等における試験会場の設置を支援する。
- 2．ネットワーク社会における企業活動に必要な不可欠となる電子商取引、電子認証、情報セキュリティ、ネット関連法規等に関する幅広い知識と実践的なスキルをもつ人材の育成を目的に創設した「ＥＣ実践能力検定試験」の普及に努め、特に中小企業におけるネットワーク社会への対応、取り組みを支援する。
この他、時代のニーズに対応し、今後必要とされる高度な専門分野の知識、スキルをもつ人材の育成に資するため、新たな検定試験、資格制度について研究・検討する。
- 3．電子メールの利用に際し必要とされる知識や能力の育成・修得を目的に創設した「電子メ

ール活用能力検定試験」の普及を図り、企業等における適切かつ効果的な電子メールの活用、円滑なコミュニケーションの促進を図る。

4 . I T時代に対応した国際ビジネスのコミュニケーション手段としての英語を活用できる人材の育成を目的に創設した「日商ビジネス英語検定試験」について、上級レベルの試験も実施し、その普及・拡大を図る。

5 .基礎的な職業能力として必要とされる計算能力や計数感覚の向上を図ることを目的に創設した「計算能力検定試験」について、主に社会人を対象とした上級レベルの試験も実施し、その普及・拡大を図る。

6 .高い失業率に加え、フリーターや早期離職者の急増等により、若年者の雇用が深刻な社会問題となるなか、企業実務で要求される職業能力の育成、評価に資する検定試験およびその学習ツールの提供により、産業界を担う若年者のキャリア形成を支援する。

7 .珠算学習の意義や効用等に関する調査・研究などの事業を実施し、数学文化の向上を図ることを目的とした「日本数学協会」の運営について引き続き支援する。

8 .平成15年度から本格化しつつある電子政府・電子自治体の構築に合わせ、事業者のさらなるニーズに対応するため、「ビジネス認証サービス」において、これまで発行してきた電子入札用の電子証明書に加え、新たに発行を開始した一般行政手続用電子証明書(タイプ1-E)、行政書士用電子証明書(タイプ1-G)の普及・推進を図る。特に一般行政手続用電子証明書(タイプ1-E)は、実訪調査によって確認できた事業所名と事業所所在地を電子証明書に書き込むため、より信頼性の高い商工会議所ならではの電子証明書となるため、デファクトスタンダードを目指して普及活動に取り組む。加えてより事業者のニーズに対応すべく新たなサービス範囲の拡大を図る。

また、各地において電子認証事業の普及・啓発を図るためパソコン教室の実施箇所の拡大を図るとともに認証セミナーにおける講師の派遣を行う。

9 . T O A S / W e b版の導入を促進するため、システムの改良およびサポート体制の強化を図る。また、全国各地においてT O A S担当者を対象とする教育研修を充実するとともに、ユーザーズマニュアルの改訂・普及を図る。

10 .健全な電子商取引市場に寄与するオンラインマーク制度のより一層の普及を図るため、同制度の周知・広報活動を行う。また、アジア諸国(韓国、シンガポール、台湾)との連携を図り、通信販売事業者の国際取引環境の整備の可能性を探る。

11 .事業者の情報化への対応を支援するため、各地商工会議所が開催するI T関係のセミナーへテーマや講師を斡旋するとともに、I T研修会等に対する支援を行う。

12. 流通分野のIT化を促進するため、各地商工会議所と協力してJANメーカーコードの円滑な受付と一層の普及を図る。

・全国商工会議所の組織・財政基盤強化と交流、合併・連携の支援

1. 今後加速化が予想される市町村合併等の動きを踏まえ、各地における商工会議所の合併等が円滑に進められるよう調査・研究、提言活動などを通じた支援を行う。

(1) 商工会議所法の改正実現後に、全国各ブロック等で説明会を開催し、同改正内容の周知等を図る。

(2) 運営小委員会ならびに商工会議所法問題勉強会（経済産業省との間で設置している勉強会）において、改正後の法の適用・運用や実務面での課題などにつき適宜調査・研究を行い、必要に応じて運用の改善などを実現すべく関係方面に働きかける。

(3) 商工会議所の合併の諸手続き等に関する情報提供や事例紹介に努め、商工会議所の合併への取り組みを積極的に支援する。

(4) 地域における商工会議所と他の経済団体のあり方、役割、連携などにつき検討を行う。

2. 「運営小委員会」において、各地商工会議所の運営面・事業面・法制面の諸課題等を検討しその解決の方策をさぐる。あわせて同小委員会において、日本商工会議所運営のあり方、日商会費基準の見直し等を検討し、日商運営の効率化に努める。また、全国商工会議所専務理事・事務局長会議において、各地商工会議所が抱える組織・財政基盤強化等に関する情報・意見交換を行い、各地商工会議所の今後の運営の参考に資する。

3. 各地商工会議所の財政基盤の強化に資するため、会員サービス事業について、既存事業の普及促進・改善に努めるとともに、新規事業の開発を検討する。

4. イン트라ネット内の各地商工会議所事業・運営等の先進事例コーナーの充実、各地商工会議所からの各種相談への的確かつ速やかな対応を通じて、各地商工会議所の運営・事業活動を支援する。

5. 改選によって新たに就任する各地商工会議所の役員・議員を対象として、商工会議所の使命、議員の役割等の認識を深め経済問題等について研鑽するとともに、参加者相互の交流を図ることを目的として役員・議員研修会を開催する。

6. 商工会議所活動をPRし、商工会議所の存在意義を広く周知するため、次の活動を展開する。

(1) 広報特別委員会において、商工会議所のブランド力の強化に向けた広報活動のあり方について検討するとともに、各地商工会議所の広報活動に資する情報の提供を行う。

- (2) 「石垣」について年に1回程度、実際の編集者、制作者(業者)等を集めて、外部専門家を講師として招き、改善点等の話を聞き、内容の一層の充実を図る。また、各地商工会議所に対し購読者の拡大を図るとともに、全国約3,000カ所の図書館への委託販売を行う。
 - (3) 「会議所ニュース」の紙面を刷新し、内容の一層の充実を図るとともに、購読者の拡大を図る。
 - (4) 商工会議所活動のPRや商工会議所に対する認識を深めるための会報づくりに資するため、「所報サービス」の編集・配信を行うほか、各地商工会議所職員を対象とした「会報づくり研修会」を開催し、商工会議所の広報活動の支援強化を図る。
7. 年々利用件数が増加している検定ホームページ(<http://www.kentei.ne.jp>)や検定情報ダイヤルのコンテンツを充実させながら、情報提供やPRに努め、各種検定試験の受験者数の拡大を図る。併せて、商工会議所検定が集中する直前の4月と9月に実施している「PR月間」事業については、各地商工会議所の協力を得ながら、各種広報媒体を活用して教育機関や企業等に対するPRを強化する。
8. 各種検定試験の厳正公正な施行の周知徹底に引き続き努めるとともに、受験者および指導者、教育機関等からの要望を踏まえて制度改善を図り、商工会議所検定の一層の普及と社会的評価のさらなる向上に努める。
9. 「介護・福祉サービスに関するワーキンググループ」において、介護・福祉分野における商工会議所事業や元気な高齢者が自立的な生活を営むための支援事業等に関する各地商工会議所の取り組み事例について情報交換等を行う。
10. 全国商工会議所青年部連合会(商青連)が実施する次の事業活動を積極的に支援し、各地商工会議所事業の活性化、効率化の一助とする。
- (1) 青年部会員対象のBtoB「ご縁満開サイト」を、商工会議所青年部加入メリットとして活用する。
 - (2) 青年部運営のためのソフトウェア「エンゼルタッチ」導入による青年部事業のコスト削減を図る。
 - (3) 商青連のメールマガジンを通じ経営者向け情報を発信する。
 - (4) 商青連OBである各地商工会議所の役員・議員・会員の地域横断的な交流を、青年部活動強化の一環として支援していく。
11. 各地商工会議所女性会等の活動を積極的に支援するとともに、全国商工会議所女性会連合会の事業および組織のより一層の拡充・強化を図る。

12. 日本商工会議所と各地商工会議所の職員交流研修を行うとともに、「商工会議所福利研修センター（キャリアック）」の積極的な活用を通じて研修の充実に努め、人材の育成を図る。

特に、各地商工会議所の政策対応力の強化のため、政策・調査担当で経験の浅い職員を対象として「商工会議所政策・調査担当職員研修会」を開催し、商工会議所が当面する国や地方の政策関連諸課題、各種調査に係る情報収集とその分析方法、意見・要望書やビジョンの取りまとめ方について全体講義やグループ演習を行う。

13. 日商事務局内の情報システム（ハード・ソフト）を費用対効果、効率化を十分鑑みながら各地商工会議所のモデルとなるべく高度化を図り、あわせて日商職員のスキルアップを図る。

また、会員総会等諸会議の案内、出欠・委任状等の提出について、電子認証制度（ビジネス認証サ - ビス）の普及状況を踏まえて、イントラネット、電子メ - ル等の利用など電子化をさらに促進する。

以 上